

ふくくるの認定基準を改正しました！

以下の製品を認定基準に追加

- ・飲食器(再生資源:珪砂水簸の微小珪砂※)
- ・線香

※珪石鉱山で採掘・粉碎などの工程により生じた規格外の微細粒子を、水で分離・回収したもの

→ 今回の**改正**により、ふくくるに認定することができるようになりました！！



福岡県県産リサイクル製品認定制度認定基準

001 紙類

002 文具類

⋮

107 日用品・家庭用品

15 飲食器

再生資源は陶磁器、木質又は微小珪砂とし、再生資源が陶磁器の場合は①、木質の場合は②、微小珪砂の場合は③の基準を満たすこと。

① 使用済み陶磁器を15%以上(重量比)使用していること。

② 木質部の原料として間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。

③ 珪砂採取において珪砂水簸により生じる微小珪砂を35%以上(重量比)使用していること。

⋮

20 線香

製品質量(染料、香料、糊剤を除く。)に占める間伐材、廃木材、廃植物繊維、低位利用木材及び使用済木製品の割合が製品質量の100%であること。

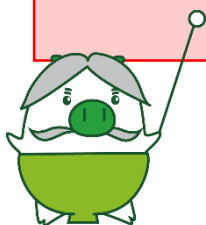
また、香料、染料、糊剤については、次の要件を満たすこと。

香料:IFRAの基準に従って使用されていること。

染料:次のいずれかを満たすこと。

- ①食品衛生法に規定する「食品添加物」であること。
- ②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する「化粧品基準」として認められていること。
- ③「医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令(化粧品法定色素)」として認められているものであること。

糊剤:安全データシート(SDS)を備えていること。



詳細については別添(新旧対照表)、またはふくるHP<「要綱および様式」>「福岡県県産リサイクル製品認定制度認定基準」をご覧ください。



福岡県産リサイクル製品認定制度認定基準 新旧対照表

改 正 案				現 行			
【認定対象品目ごとの基準】				【認定対象品目ごとの基準】			
認定品目			認定基準	認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名		分類	大項目	品目名	
107 日用品・家庭用品	器具	15 飲食器	○ 再生資源は陶磁器、木質又は微小珪砂 ^{ひょうけいしゃ} とし、再生資源が陶磁器の場合は①、木質の場合は②、微小珪砂の場合は③の基準を満たすこと。 ① 使用済み陶磁器を15%以上（重量比）使用していること。 ② 木質部の原料として間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。 ③ 珪砂採取において珪砂水脈により生じる微小珪砂を35%以上（重量比）使用していること。	107 日用品・家庭用品	器具	15 飲食器	○ 再生資源は陶磁器又は木質とし、再生資源が陶磁器の場合は①、木質の場合は②の基準を満たすこと。 ① 使用済み陶磁器を15%以上（重量比）使用していること。 ② 木質部の原料として間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。
		16 化粧品	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生資源として、食品の製造及び加工工程で副次的に得られたものから産出された機能性物質を使用していること。 ② 再生資源として、家畜の胎盤から抽出されたプラセンタエキスを使用していること。			16 化粧品	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生資源として、食品の製造及び加工工程で副次的に得られたものから産出された機能性物質を使用していること。 ② 再生資源として、家畜の胎盤から抽出されたプラセンタエキスを使用していること。
	17 かばん類	○ 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① リサイクル繊維（反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維）を繊維重量の25%以上使用していること。 ② 使用済みプラスチックを50%以上（重量割合）使用していること。 ③ その他のリサイクル繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。	17 かばん類		○ 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① リサイクル繊維（反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維）を繊維重量の25%以上使用していること。 ② 使用済みプラスチックを50%以上（重量割合）使用していること。 ③ その他のリサイクル繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。		
	18 玄関・ポーチ用品	○ 再生資源として、間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。	18 玄関・ポーチ用品		○ 再生資源として、間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。		
	19 玩具	○ 再生資源として、間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。	19 玩具		○ 再生資源として、間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。		
	20 線香	○ 製品質量（染料、香料、糊剤を除く。）に占める間伐材、廃木材、廃植物繊維、低位利用木材及び使用済木製品の割合が製品質量の100%であること。 また、香料、染料、糊剤については、次の要件を満たすこと。 香料：IFRA(International Fragrance Association)の基準に従って使用されていること。 染料：次のいずれかを満たすこと。 ①食品衛生法に規定する「食品添加物」であること。 ②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する「化粧品基準」として認められていること。 ③「医薬品等」に使用することができるタール色素を定める省令（化粧品法定色素）として認められているものであること。 糊剤：安全データシート（SDS）を備えていること。					
(略)				(略)			
(注) ○「間伐材」とは、林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材をいう。 ○「低位利用木材」とは、林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材をいう。 ○ 竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 ○「使用済木製品」とは、木又は竹を原料とする製品であって、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。 ○「その他のリサイクル繊維」とは、エコマーク認定基準の用語に定めるリサイクル繊維のうち、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維を除いたものをいう。 ○「廃植物繊維質」とはエコマーク認定基準の用語に定める「農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。」をいう。 ○「廃食用油」とはエコマーク認定基準の用語に定める「調理過程及び食品製造過程で排出された、もしくは賞味期限切れ等の理由により、食品として使用されなくなったために排出された食用油。」をいう。 ○「イ草端材」とは、イ草を材料するものであって、エコマーク認定基準の用語に定める「プレコンシューマ素材（製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程（工場）内で原料として使用されるものは除く。）」、「廃植物繊維質」に該当するものをいう。 ○「再生ゴム」に含まれる再生材料は、エコマーク認定基準の用語に定める「プレコンシューマ材料」または「ポストコンシューマ材料（製品として使用された後に、廃棄された材料または製品）」及びそれらの混合物をいう。 ○「廃植物繊維」とは、エコマーク認定基準の用語に定める「もみがらなどの農作物の収穫及び製造工程で発生する農業残渣、並びに麻袋などの使用済み梱包材など。」をいう。 ○「廃木材」とは、エコマーク認定基準の用語に定める「使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材及び木質材料。」をいう。 ○「安全データシート（Safety Data Sheet）」とは、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書をいう。				(注) ○「間伐材」とは、林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材をいう。 ○「低位利用木材」とは、林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材をいう。 ○ 竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 ○「使用済木製品」とは、木又は竹を原料とする製品であって、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。 ○「その他のリサイクル繊維」とは、エコマーク認定基準の用語に定めるリサイクル繊維のうち、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維を除いたものをいう。 ○「廃植物繊維質」とはエコマーク認定基準の用語に定める「農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。」をいう。 ○「廃食用油」とはエコマーク認定基準の用語に定める「調理過程及び食品製造過程で排出された、もしくは賞味期限切れ等の理由により、食品として使用されなくなったために排出された食用油。」をいう。 ○「イ草端材」とは、イ草を材料するものであって、エコマーク認定基準の用語に定める「プレコンシューマ素材（製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程（工場）内で原料として使用されるものは除く。）」、「廃植物繊維質」に該当するものをいう。 ○「再生ゴム」に含まれる再生材料は、エコマーク認定基準の用語に定める「プレコンシューマ材料」または「ポストコンシューマ材料（製品として使用された後に、廃棄された材料または製品）」及びそれらの混合物をいう。 ○「廃植物繊維」とは、エコマーク認定基準の用語に定める「もみがらなどの農作物の収穫及び製造工程で発生する農業残渣、並びに麻袋などの使用済み梱包材など。」をいう。			

(下線部分は改正箇所)